

参 考 資 料

1 犬山市のすがた

2 犬山市総合計画の推移と概要

3 策定体制

4 策定経過

5 市民参画

6 関連計画等一覧

7 用語解説

1 犬山市のすがた

(1) 沿革

私たちのまち犬山市は、昭和29年（1954年）4月に犬山町、城東村、羽黒村、楽田村、池野村が合併し、人口約3万5千人の市として誕生しました。

歴史的には、縄文・弥生時代から木曽川流域の地理的特性を活かして小集落が発達していたことが遺跡から確認されています。

また、「東之宮古墳」や「青塚古墳」をはじめとする多数の古墳が築造されたことや、尾張国二宮「大縣神社」が建立されるなど、今も残る数多くの歴史・文化的資源が、古くから尾張の要衝の地であったことを物語っています。

戦国時代には織田氏の所領となり、天文6年（1537年）、犬山城が現在の地に築城された以降は、「総構え」と呼ばれる城下町が形成され、木曽川の水運により大きく発展しました。江戸時代には尾張藩付家老成瀬家の所領となり、以後、明治時代にいたります。

昭和10年に天守が国宝に指定された犬山城は、現存天守では日本最古とも言われ、城下には往時の町割が現在も残っています。

また、1300年もの伝統を誇る木曽川うかいは、犬山では万治年間（1660年頃）に成瀬家が御料鵜飼として始めたこととされ、針綱神社の例祭として寛永12年（1635年）に始まったと伝えられ、平成28年度（2016年度）にユネスコ無形文化遺産に登録された犬山祭の車山行事や尾張富士浅間神社の祭礼である石上祭など、現代まで引き継がれている犬山市の歴史的な風致がこの時期に形成されました。

明治時代以降には、町村合併が繰り返され、明治39年（1906年）に、犬山市の前身となる犬山町、城東村、羽黒村、楽田村、池野村の1町4村が誕生しました。

大正時代から昭和初期にかけて、名鉄犬山線と広見線、小牧線が順次開通すると、交通の要衝としてさらに商業の発展が進み、昭和に入ると、木曽川流域には紡績・製紙工場が進出し、工業機能も持つまちとなりました。

昭和6年に木曽川が国指定の名勝となったのをはじめ、昭和39年には、木曽川周辺地域が国定公園に指定されました。さらに、大規模遊園地や博物館明治村など多くの観光施設が立地し、東之宮古墳、青塚古墳が国の史跡に指定されるなど、豊かな自然と歴史をあわせ持つ観光都市として発展を遂げました。

昭和30年代以降は、積極的な工業誘致を展開した後、昭和41年度と平成15年度には、県が造成した大規模な工業団地の分譲を開始し、企業誘致による工業振興を図っています。

人口は、昭和45年から平成16年にかけて公営・民営の宅地造成が盛んに行われたことにより、市制当時の2倍強に増加しましたが、平成21年以降、ゆるやかな減少傾向にあります。

市民サービス向上のために、図書館や国際観光センターなどの各種文化施設、保健・医療・福祉の総合的な拠点施設である市民健康館さら・さくらなどの整備を進めたほか、平成21年には市役所の庁舎が、平成28年には新たな体育館が完成しました。

そのほか、民間事業者との連携や城下町地区の整備などを進めてきた結果、平成26年には犬山城登閣者数が記録の残る昭和51年以降初めて50万人に達するなど、歴史・文化・自然・観光など豊かで個性的な特性をもつ都市として成熟を続けています。

(2) 概況

【立地】

- 名古屋市の中心部から北へ約25kmに位置し、岐阜県との県境に位置しています。
- 南は小牧市・春日井市、西は大口町・扶桑町、東は岐阜県可児市・多治見市に接し、北は木曽川を隔て岐阜県各務原市、坂祝町にそれぞれ接しています。



【地勢】

- 市域は総面積74.90km²で、北側を清流木曽川が流れ、西部は木曽川扇状地の頂上部にあたる標高30～50mの沖積低地と台地からなり、市街地や農地としての土地利用がなされ、東部は標高130～200mの丘陵地となっています。

【交通】

- 名古屋鉄道の犬山線（犬山遊園駅、犬山口駅）、小牧線（羽黒駅、楽田駅）、広見線（富岡前駅、善師野駅）の3鉄道路線が犬山駅で結節し、合わせて7駅が設置されています。
- 主要幹線道路である国道41号が東西に横断しているほか、名神・東名高速道路の小牧インターチェンジ、中央自動車道の小牧東インターチェンジからも近い位置にあります。

【自然】

- 木曽川や東部丘陵地の一帯は、飛騨木曽川国定公園に指定され、農業用ため池として世界かんがい施設遺産に登録された入鹿池、国の天然記念物であるヒトツバタゴ自生地があるほか、国や県が絶滅危惧種や希少種などとして指定している動植物も生息し、豊かな自然が残されています。

【歴史・文化・観光資源】

- 犬山城天守と茶室如庵の2つの国宝をはじめ、国指定史跡の東之宮古墳や青塚古墳、ユネスコ無形文化遺産で国指定重要無形民俗文化財の犬山祭や1300年の歴史を誇る木曽川うかい、明治時代の建築物を集めた博物館明治村、世界の民族資料を集めた野外民族博物館リトルワールド、国の重要文化財に指定されている大縣神社など豊富な歴史・文化資源があり、まちの中に豊かな歴史や伝統文化が息づいていると同時に、近郊でも有数の観光都市となっています。

【学術資源】

- 世界屈指のサル類動物園である公益財団法人日本モンキーセンターや、全国の研究者の共同利用研究所であり、霊長類に関する総合的な研究を行う京都大学霊長類研究所をはじめ、森林科学研究の実験・実習地である東京大学愛知演習林（犬山研究林（443ha））、4学部5学科のほか短期大学部、大学院を置く名古屋経済大学など学術施設が集積しています。

2 犬山市総合計画の推移と概要

犬山市では、昭和48年度（1973年）に第1次総合計画を策定し、その後、4度の改定を重ね、それぞれの時代において目指す姿を将来都市像として掲げ、市政の根幹をなしてきました。

第1次 総合計画

「自然と調和した住みよい都市づくり」

昭和49年度（1974年）～昭和60年度（1985年）

市民が安心して文化的で心豊かな生活を営める福祉都市を目指す。

第2次 総合計画

「歴史と文化をはぐくむみどり豊かなまち」

昭和59年度（1984年）～平成2年度（1990年）

歴史の中で培われた伝統と文化に根ざし、人と自然の調和のとれた健康で文化の香り高いまちを目指す。

第3次 総合計画

「学術と文化を育む緑豊かな国際交流のまち」

平成3年度（1991年）～平成12年度（2000年）

国際化、情報化、高齢化に対応し、文化の香り高いまちを目指す。

第4次 総合計画

「木曾の流れに古城が映えふれあい豊かな もりのまち 犬山」

平成11年度（1999年）～平成22年度（2010年）

犬山の個性を活かした伝承・共生・創造による、ふれあい豊かなまちを目指す。

第5次 総合計画

「人が輝き 地域と生きる“わ”のまち 犬山」

平成23年度（2011年）～平成34年度（2022年）

暮らしのゆとり、地域のつながり、郷土への愛着をはぐくむことで、市民の誰もが日々の暮らしの中で幸せを実感することができるとともに「犬山に住んで良かった」「住み続けたい」と思えるまちを目指す。

第5次 総合計画 改訂版

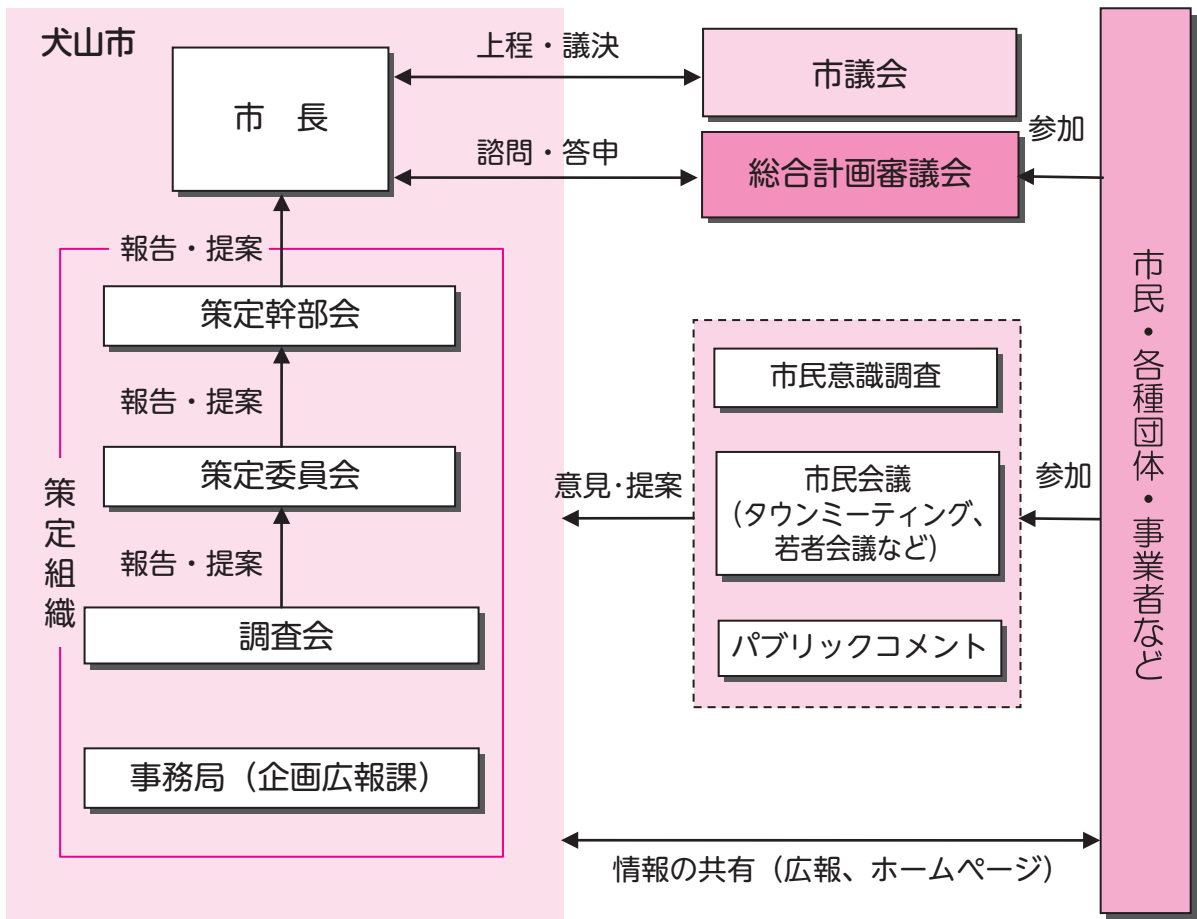
「人が輝き 地域と生きる“わ”のまち 犬山」

平成29年度（2017年）～平成34年度（2022年）

第5次犬山市総合計画中間期において、人口減少、社会情勢の変化、個別施策の見直しなどに対応し、期間後半の6年間に特に必要な施策及び事業を見極め、メリハリのある計画とすることで、日々の暮らしのなかで幸せを実感することができるまちを目指す。

3 策定体制

(1) 策定体制図



(2) 総合計画審議会

1 犬山市総合計画審議会設置条例（昭和41年条例第25号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、犬山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 総合的計画に関し、市長の諮問に応じて必要な調査審議するため、犬山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市内に在住し、在勤し、又は在学するもので、市のまちづくりに関心のある者
- (5) その他市長が必要と認める者

（会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がこれに代わって会務を総理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

- 2 委員が委員の委嘱を受けたときの役職を退いたときは、委員の職を失う。
- 3 補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年6月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

② 諮問書

28犬企第59号
平成28年7月25日

犬山市総合計画審議会会長 様

犬山市長 山田 拓郎

第5次犬山市総合計画について(諮問)

犬山市総合計画審議会設置条例第2条に基づき、第5次犬山市総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

③ 答申書

平成28年12月19日

犬山市長 山田 拓郎 様

犬山市総合計画審議会
会長 鈴木 誠

第5次犬山市総合計画について(答申)

平成28年7月25日付け、28犬企第59号にて諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

今後の計画見直しにおいては、本審議会での思いを十分に踏まえた上で、改訂を完了し、推進にあたっては、この計画を市民と共有し、今後6年間において重点的に実施すべき施策事業を始め、全ての施策に対して、市民と行政が協働により実践していくことで、目指すまちの姿が実現することを望みます。

4 委員名簿

	氏 名	所 属	役 職
会 長	鈴 木 誠	愛知大学	教 授
副会長	藤 岡 喜美子	(特非) 市民フォーラム21・NPOセンター (公社) 日本サードセクター経営者協会 (一財) こども財団	事務局長 執行理事 相談役
副会長	高 橋 秀 治	犬山商工会議所	副会頭
委 員	槇 平 龍 宏	名古屋経済大学	教 授
	嶋 田 喜 昭	大同大学	教 授
	水 内 智 英	名古屋芸術大学	国際交流センター長 大学院デザイン研究科講師
	松 浦 英 幸	社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会	会 長
	松 本 里 美	犬山市男女共同参画市民会議	会 長
	山 田 順 子	犬山市地域活動連絡協議会	会 長
	小 嶋 毅	犬山市農業委員会	会 長
	中 濱 友 子	公募委員	-
	菊 井 嶺	公募委員	-
	藤 原 愛 女	公募委員	-
	鈴 木 伸太郎	犬山市議会	議 員
	久 世 高 裕	犬山市議会	議 員



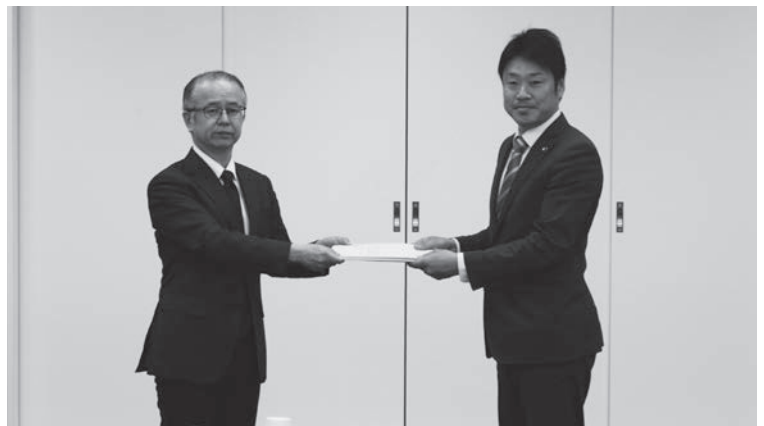
第1回犬山市総合計画審議会



審議会の様子 (グループ討議)



審議会の様子 (グループ討議)



答申時

(3) 庁内組織

1 犬山市総合計画策定組織設置要綱（平成28年7月7日施行）

（設置）

第1条 犬山市総合計画（以下「計画」という。）を策定するため、次の組織を設置する。

- (1) 犬山市総合計画策定幹部会（以下「幹部会」という。）
- (2) 犬山市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）
（幹部会の所掌事項）

第2条 幹部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画原案の調整及び決定に関すること。
- (2) その他計画策定における重要事項の意思決定に関すること。
（幹部会の組織）

第3条 幹部会は、副市長、教育長及び部長級の職にある者をもって構成し、会長には副市長を、副会長には経営部長をもって充てる。

（幹部会の会議）

第4条 幹部会は、必要があると認めるときは、前項に定める構成員以外の者を会議に参加させることができる。

- 2 幹部会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
（委員会の所掌事項）

第5条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画立案のための調査及び研究に関すること。
- (2) 計画素案の調整、修正及び決定に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。
（委員会の組織）

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、委員長には経営部長、副委員長には経営部企画広報課長を、委員には課長級の職にある者をもって充てる。

（委員会の会議）

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。
（調査会）

第8条 第5条各号に掲げる事務を遂行するため、委員会に犬山市総合計画策定調査会（以下「調査会」という。）を置く。

- 2 調査会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 計画策定のための基礎的な調査及び研究に関すること。
 - (2) 計画素案の作成に関すること。
 - (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。
- 3 調査会は、リーダー、サブリーダー及び調査員で構成し、リーダーは経営部企画広報課長を、サブリーダーには経営部企画広報課課長補佐を、調査員には各課等の課長補佐の職にある者（課長補佐の職にある者の置かれていない課においては、当該課の統括主査の職にある者）をもって充てる。
- 4 調査会の会議は、必要に応じてリーダーが招集する。
- 5 調査会は、必要があると認めるときは、調査員以外の者を調査会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 この要綱により設置する組織の庶務は、経営部企画広報課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月7日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

4 策定経過

年	月 日	内 容
平成28年 (2016年)	5月2日(月)～	犬山市総合計画審議会委員募集(公募委員の募集)(～16日(金))
	6月8日(水)～	市民意識調査(～24日(金))
	7月22日(金)	第1回犬山市総合計画策定調査会
	7月25日(月)	第1回犬山市総合計画審議会(諮問) [見直しの必要性について/見直しの範囲/実施体制・審議会の役割/市民意識調査結果(単純集計)/今後6年間に必要な施策検討]
	7月26日(火)	真夏のタウンミーティングin名古屋経済大学
	8月24日(水)	真夏のタウンミーティング(エナジーアリーナラウンド)
	8月27日(土)	真夏のタウンミーティング(フロイデラウンド)
	9月12日(月)	第2回犬山市総合計画審議会 [市民意識調査結果(クロス集計)/施策棚卸の結果/タウンミーティング開催結果/基本構想の確認/今後6年間に必要な施策・事業検討]
	10月6日(木)	第2回犬山市総合計画策定調査会
	10月16日(日)	であう会議1at城下町のパン屋さん茶蔵I's
	10月17日(月)	第3回犬山市総合計画審議会 [これまでの作業まとめ確認/若者会議(名経大・であう会議)報告/今後6年間に重点すべき施策事業候補検討/施策の全体像検討/基本構想・基本計画検討]
	11月18日(金)	第3回犬山市総合計画策定調査会
	11月28日(月)	第4回犬山市総合計画審議会 [基本構想・基本計画検討/施策の全体像検討/重点施策タイトル検討/個別施策検討]
	12月14日(水)	犬山市議会全員協議会 (行政からの諸報告「第5次犬山市総合計画の中間見直しについて」)
12月19日(月)	第5回犬山市総合計画審議会(答申) [総合計画改訂版(素案)検討/答申]	
12月27日(火)～	パブリックコメントの募集(～平成29年1月20日(金))	
平成29年 (2017年)	2月27日(月)	議案提出
	3月22日(水)	平成29年3月定例会にて議案可決 (第29号議案 第5次犬山市総合計画の改訂について)
	3月27日(月)	第6回犬山市総合計画審議会 [総合計画中間見直し結果報告/改訂版・概要版報告]

5 市民参画

総合計画の改訂にあたり、市民のみなさんの参画が非常に重要であると考えました。策定当初に掲げた、「市民とともにつくる計画」という姿勢は、今後もまちづくりの根幹となる計画の策定において必須のものです。今回もさまざまな場と機会を設け、たくさんの意見・提案をいただき改訂作業を行ってきました。

(1) 公募委員の参画

総合的計画に関し、市長の諮問に応じて必要な調査審議をするため「犬山市総合計画審議会設置条例」に基づき設置される犬山市総合計画審議会では、今回の改訂から初めて、一部公募により委員を募集しました。選ばれた公募委員の方は学生、働く女性などで、会議ではそれぞれの立場から日常生活に根差した率直で貴重な意見・提案をいただくことができました。

◆応募要件	①平成28年4月1日現在において18歳以上で、市内に在住し、在勤し、又は在学し、市のまちづくりに関心のある方 ②犬山市総合計画審議会（平日夜間、平成29年3月までに6回程度を予定）に出席することができる方
◆募集人数	2名程度
◆募集期間	平成28年5月2日（月）～5月16日（月）17時
◆結果	応募者数 12名 公募委員 3名選出（中濱友子委員、菊井嶺委員、藤原愛女委員）



(2) 市民意識調査

市民の意見を幅広くかつ定量的に把握するために、郵送による市民アンケートを実施しました。

◆調査名称	第5次犬山市総合計画中間見直しに向けた市民意識調査		
◆調査目的	市民の暮らしやまちづくりに対する現状認識、要望などを把握し、第5次犬山市総合計画の中間見直しに活用する。		
◆調査対象	犬山市内在住の18歳以上の市民3,000人	◆抽出方法	無作為抽出
◆調査期間	平成28年6月8日（水）（配布）～6月24日（金）	◆調査方法	配布・回収ともに郵送
◆回収状況	配布数3,000票（うち郵便不達8） 回収数：1,752票 回収率：58.4%（不達を除く回収率58.6%）		
◆調査項目	1回答者の属性 2まちづくり指標の達成状況 3市民の健康 4市民の暮らし 5まちの現状 6行政 7住みやすさ 8犬山市の魅力 9施策別の現状評価と重要度（①施策別の満足度及び重要度 ②特に重要と思う施策） 10近年の社会情勢への対応（①重要と思う施策 ②分野別の施策）		

◆調査結果【概要】

1. まちづくりの達成指標（策定時（平成22年度）と中間見直し時（平成28年度）の比較）

◇住みよさ指標

- ・今後も犬山市に住み続けたいと考える市民の割合：67.7%→86.0%

◇まちづくり指標

- ・犬山市は安全・安心を実感し、心豊かに暮らせるまちだと思える市民：57.2%→75.9%
- ・地域でのつながり・支え合いを大切にしている市民：75.0%→81.0%
- ・犬山のまちに愛着を感じている市民：78.0%→82.5%

2. 市民の暮らし（策定時（平成22年度）と中間見直し時（平成28年度）の比較）

◇数値が向上しているもの

- ・市内の商店（店舗）で買い物をしている市民：58.0%→66.0%
- ・市内の商店街に魅力があると思っている市民：21.5%→28.1%
- ・家庭で防災グッズ（非常持ち出し品）の備えをしている市民：21.5%→42.5%
- ・市内の駅周辺には活気があると思う市民：8.4%→14.9%

◇数値が低下しているもの

- ・健康であると思う市民：72.1%→68.8%
- ・市が実施したパブリックコメントや意見交換会などに参加した経験がある市民：6.5%→4.6%
- ・現在、市民活動（NPO・ボランティア活動など）を行っている市民：10.4%→8.7%
- ・清掃活動やお祭りなど地域（町内会など）の活動に日頃から参加している市民：60.0%→58.2%
- ・「広報いぬやま」を読んでいる市民：89.0%→86.0%

3 犬山市の住みやすさ（策定時（平成22年度）と中間見直し時（平成28年度）の比較）

- ・「これからも住み続けたい」「住み続けたいが、他の場所に移るかもしれない」の計：67.7%→86.0%

<その理由（特徴的なもの）>

- ・災害が少ない42.6%→51.6%
- ・犯罪が少ない13.1%→17.1%
- ・「他の市町村へ移りたい」：8.2%→7.8%

<その理由（特徴的なもの）>

- ・買い物や外食が不便45.7%→58.2%
- ・公共交通の便が悪い43.3%→49.5%

4 市政に対する評価と今後の期待（第5次犬山市総合計画に位置づけた事業について、中間見直し時（平成28年度）での評価（満足度）と今後の期待（重要度）を調査しました）

【総合的な満足度】

- ・「満足」「やや満足」の計：32.1%、「やや不満」「不満」の計：22.9%、
どちらとも言えない：36.7% 「その他（わからない、無回答）」の計：8.3%

【満足度が低いもの】

- 「魅力ある商業地の整備」「駅周辺・市街地の整備」「バスの利便性向上」

【特に重要と考える施策】

- 「地域医療・救急医療体制の充実」「駅周辺の整備・市街地の整備」「子育て支援・子育て環境の整備」「バスの利便性向上」「健全な財政運営」「災害に強いまちづくり」「高齢者福祉の充実・地域包括ケア体制の確立」「地域福祉の充実・福祉施設の整備」「魅力ある商業地の整備」「社会保障の充実」

5 近年の社会情勢に対応したまちづくりについて

◇目指すべきまちの将来像

- ・今後めざすべきまちの将来像（上位5項目）：
「安全・安心のまち」「歩いて暮らせるまち」「活気ある商店街や商業施設のあるまち」「移動の不自由がないまち」「子育て環境が充実したまち」

◇大規模な災害に備える取組みについて

- ・大規模災害への備えとして力を入れるべきこと（上位5項目）：
「備蓄」「道路基盤整備」「情報伝達」「拠点整備」「支え合い」

◇日常の暮らしの利便性に関する取組みについて

- ・日常の暮らしのための望ましい利便施設（上位3項目）：
「医療、福祉、レクリエーション、商業」「犬山の特徴を活かした商業施設」「公共交通利用が便利な商業施設」

◇産業の振興に関する取組みについて

- ・産業振興方策（上位3項目）：
「犬山の特徴を活かしたブランド力向上」「生活に身近なサービス産業育成」「大規模商業誘致」

◇犬山市を訪れる人を増やすための取組みについて

- ・来訪者増加、交流拡大の方策（上位3項目）：
「主要な観光施設の回遊性強化」「歴史、文化、自然など犬山の特徴の活用」「駐車場確保や公共交通や自転車などの利用促進」

◇市民の交流に関する取組みについて

- ・市民交流拡大の方策（上位3項目）：
「多様なテーマで集まれる場や機会」「移動手段の確保」「公共交通を利用して人が集まりやすい場所での施設整備」

◇子育て・教育・歴史・文化等に関する取組みについて

- ・少子化対策として有効だと思ふ施策（上位3項目）：
「経済負担の軽減」「託児サービスの充実」「男女が働きやすい環境改善（ワーク・ライフ・バランス）」
- ・子育て支援の環境整備として必要だと思ふ施策（上位3項目）：
「複合施設の整備」「現在の施設の維持、修繕」「子育て支援センターの新設、統廃合」
- ・学校で子どもに身につけさせる力として重視すべきこと（上位3項目）：
「他を思いやる豊かな心」「コミュニケーション力」「表現力」
- ・学校教育の中で優先すべき取組み（最上位）：
「豊かな心と人間性を育てる道徳教育の充実」を求める声が多い
- ・生涯学習を振興するため力を入れるべきこと（上位3項目）：
「福祉部門と連携した高齢者の生涯学習」「講座の内容充実」「講座情報提供の充実」
- ・スポーツ振興のために力を入れるべきこと（最上位）：
「幅広い世代が参加できる多様なスポーツ事業や教室の充実」が過半数を占める。
- ・地域の宝（特に文化財というカテゴリーにおける宝）だと思ふもの（上位5項目）：
「犬山城」「犬山祭など伝統的な祭」「鵜飼などの伝統的慣習」「歴史的街並みや里山の景観」「木曾川、五条川などの河川空間」
- ・地域の宝の保存・活用のための取組み（上位3項目）：
「市民が文化財に触れる機会の充実」「継承する人材の育成」「文化財の指定・登録の推進」

(3) 市民会議（真夏のタウンミーティング）

◆開催目的	アンケートでの定量的な調査に加え、ワークショップ形式での市民会議を開催し、実際に市民のみなさんの声を直接お聞きすることで、数量や割合など統計的データだけでは得られない市民のみなさんの想いや考えを得て、総合計画中間見直しに役立てようとするもの。 また、市民同士が直接話し合う機会を設定することで、まちづくりに対する意識を高めるとともに市民相互の交流を深めることも目的として開催。		
◆開催場所等	「エナジーアリーナ」ラウンド		
	日時	場所	参加者数
	8月24日(水) 19時～21時	羽黒中央公園エナジーサポートアリーナ 2階多目的室	54名
	「フロイデ」ラウンド		
	8月27日(土) 10時～12時	犬山国際観光センターフロイデ多目的研修室1・2	31名
◆対象	市内在住・在勤・在学の人		
◆内容	①総合計画とは(説明) ②中間見直しの必要性和範囲について(説明) ③まちづくりワークショップの実施 「これからの犬山市に必要なことは？」について、1グループ5～6人に分かれ、ワークショップ形式で楽しみながら意見交換を実施。		

第5次犬山市総合計画
中間見直し実施中!!
参加無料
申込不要

真夏の
タウンミーティング

平成28年度

1.「エナジーアリーナ」ラウンド
平成28年8月24日(水)
時間 午後7時～8時30分(予定)
会場 エナジーサポートアリーナ
(犬山市体育館)2階多目的室

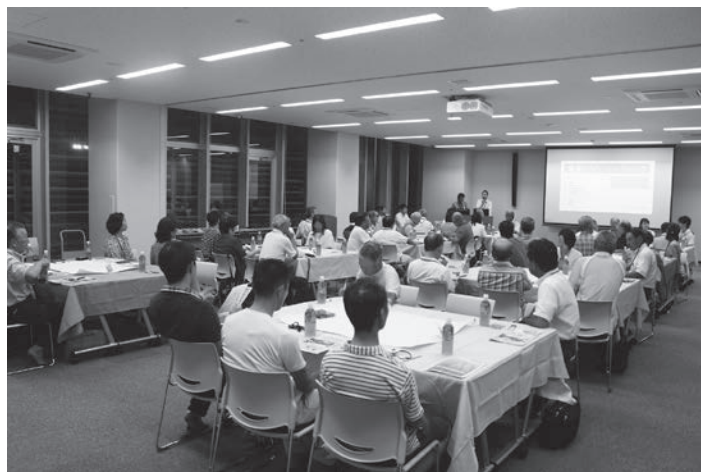
2.「フロイデ」ラウンド
平成28年8月27日(土)
時間 午前10時～12時(予定)
会場 犬山国際観光センターフロイデ
多目的研修室1・2

内容
①総合計画とは
②中間見直しの必要性和範囲について
③まちづくりワークショップの開催

対象
まちづくりに関心のある、
市内在住・在勤・在学の人

犬山市の最上位計画である「第5次犬山市総合計画」の中間見直しを行うにあたり、計画実施(5年間)のまちづくりを考えるワークショップを行います! 「これからの犬山市に必要なこと」をみんなが思い思いに考え、交流を楽しみましょう!! ワークスした雰囲気の中、市長も出席して参加者と交流します!! の気軽に参加ください!!

◆問合せ先 犬山市計画部企画課
TEL (0568) 44-0312
FAX (0568) 44-0360
e-mail 010100-city.inuyama.lg.jp



〈主な意見「これからの犬山市に必要なことは？」〉

※

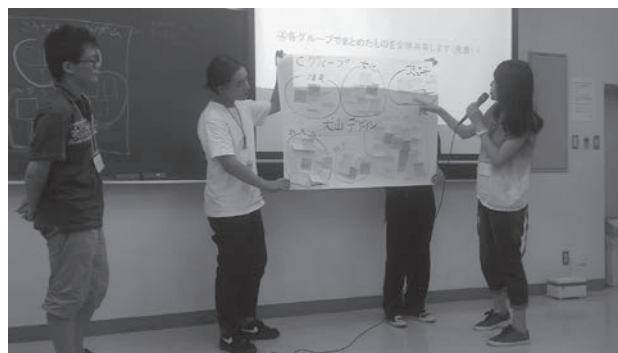
区 分	主 な 意 見
交 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通の利便性向上。歩車道の区別を ○ バスの利便性向上（停留所の増設、バスの最終を遅くしてほしい、デマンドバスの拡充など）
商 業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店が少ない。魅力的な商業施設を ○ 買い物難民対策。買い物や食事の便利なまちに ○ 商業施設の整備（地域に根付いたものを） ○ 道の駅をつくってほしい ○ お酒の飲めるお店がたくさん！
福 祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老後の問題（高齢者対策） ○ 福祉の充実
防 災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に備え市民のみならず観光客にも考慮が必要 ○ 防災に強いまちづくり
住 宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅（宅地）の整備
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童センターの日曜開庁 ○ 子育てしながら働ける環境づくり
観 光	<ul style="list-style-type: none"> ○ 脱犬山城（お城以外の魅力発掘） ○ いつも人や観光客が楽しめるナイトストリート（夜市）
地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全年代の市民の声を聞きだす ○ 若者が活躍できるまち ○ 子どもからおじいちゃんまでふれあう機会がたくさん！ ○ 町内単位での活動を活発に ○ 歩いていけるところに各地域のサロンを
P R	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犬山の魅力を発信する ○ 犬山ブランドの発掘



(4) 若い世代の参画

① 真夏のタウンミーティング in 名古屋経済大学

◆名 称	真夏のタウンミーティング in 名古屋経済大学
◆開催目的	総合計画中間見直しに際し、ワークショップの手法を用いて若者の意見を直接聞く機会を設け、郵送によるアンケートだけでは得られない特徴的な意見・提案を得ることにより、総合計画中間見直しに役立てることを目的とする。
◆日 時	平成28年7月26日（火）16：40～18：40頃（120分間）
◆場 所	名古屋経済大学研修室
◆対 象	名古屋経済大学学生及び教職員
◆参加者数	30名
◆内 容	①総合計画の中間見直しについて（説明） ②中間見直しの必要性と範囲について（説明） ③まちづくりワークショップの実施 ～今後6年間に必要なことは？～



〈特徴的な意見・提案「今後6年間に必要なことは？」〉 ※

区分	主な意見
しごと	<ul style="list-style-type: none"> ○ たくさんの企業があるまち ○ お金が稼げるまち
観光	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人観光客にやさしいまち ○ さまざまなことが体験できるまち ○ 地域の特色を活かした観光・つながりのある観光
商業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犬山駅の近くにもっとお店を増やす（おしゃれなカフェなど） ○ 山の中のレストラン。地産地消 ○ 現代的な犬山の名物を使ったスイーツ！ ○ 商業施設（買い物、外食）ができる場所が増えたらいいな ○ 歩いて飲みにいける店が欲しい
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生が住んで楽しいまち ○ 空き家の活用、リノベーションを自由に→まちがおしゃれに ○ 自由に遊べる大きな公園が欲しい ○ 子育てがしやすいまち ○ 車を使わないで生活できるまち ○ 犯罪の少ない安全なまち
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民同士のつながりがある「和」のまち ○ 子どもと高齢者がふれあえるまち

② であう会議1 a t 城下町のパン屋さん茶蔵 I ' s

◆名称	であう会議1 a t 城下町のパン屋さん茶蔵 I ' s
◆開催目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で活躍する人を若者に紹介。「このまちで仕事をして生き生きと暮らす人」、「輝いている人」を知ること、都会だけではない「生き方」や「仕事の選択肢」を知るとともに、ふるさと「犬山」への愛着を高める機会とする。 ・若い世代が自分のまちについて考える場を設け、行政が直接、若者から意見・提案を聞く機会を得てこれからのまちづくりの課題解決に活かす。
◆日時	平成28年10月16日（日）16時15分～18時45分頃
◆場所	城下町のパン屋さん茶蔵 I ' s
◆対象	若い世代（10～30代くらいまで）
◆参加者数	16名
◆内容	<ul style="list-style-type: none"> ①市長あいさつ ②第1部「活躍する人を知ろう」（活躍する人の話を聞こう・質問してみよう） ゲストスピーカー：奥山玲子さん（パン屋さんのオーナー） ③第2部「考えてみよう。このまちのこと。自分の未来のこと」 「犬山いいな」と「犬山こうなるといいな」と思うところを考えよう ③第3部「参加者同士で交流しよう」

将来 何に なりたい ですか？

地域で活躍する
人を知る
&
「まち」を志える
ワークショップ！

しごと、なまか、将来の目標・・・いろんな出会いが始まるまちづくりワークショップ
「であう会議1@城下町のパン屋さん茶蔵1's」開催！

市内で活躍するさまざまな人、若い世代のみなさんにとってもおもしろいイベントです！このまちで活き活きと活躍する人「素敵な仕事をしたい人」から、実際の体験談などを交えてお話しを聞きます。ついでにこのまちのことも少しだけ考えたり、参加者同士が交流したりする時間もあります。新しい気付きや出会いがあるかも？

開催日時
平成28年10月16日(日) 16時～18時頃まで(予定)

場所
城下町のパン屋さん茶蔵1's
犬山大学山手東百番313番地17
(犬山駅直口から西へ徒歩5分)
TEL 0568-62-6122
http://www.site-builder.jp/1115/shakuraz6723/
駐車場の案内は、313番地連絡先にお願いします。

対象
市内在住・在学・在勤の高校生・大学生 15名程度
※社会人も大歓迎！(30代くらいまで)

プログラム(予定)
第1部 活躍する人に聞く(ゲストスピーカー紹介)
第2部 このまちのことを(少しだけ)考えよう
第3部 参加者どうして知り合いになろう

ゲストスピーカー(活躍する人)
奥山 幹子さん
犬山駅近くにあるいろは書屋が
前身。お洒落な心遣いさんのオーナー
。手取りのパンはもともと、犬山
スペースのインテリゲンチカ美脚な主人
の店です！
店づくりのコンセプトやこだわり、
事業内容などなど、ここではかき
けないくらいなお話しを楽しんでお
楽しみます！

参加料
無料

申込み
下記問合せ先へ10月14日(金)までに、電話、Eマ
ールにてご連絡ください(先着順)。

問合せ先
〒494-0821 犬山大学山手東百番313
番地17(茶蔵1's) 企画推進課
TEL 0568-44-1012
Eメール 0568@shu.ac.jp



〈特徴的な意見「犬山いいな」と思うところ〉

※

区分	主な意見
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 買い物に行くとすぐに顔を覚えてくれるお店が多い(市外から移住された方の感想) ○ 近所の人優しい ○ 地元愛を感じることもある
歴史	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犬山城がある。歴史がある(古墳など) ○ 国宝や文化財が近くにあっすぐ見にいける
自然	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然が残っているところがいい ○ どこでも山が見えて落ち着きます
観光	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜景がきれい！(犬山城) ○ 名所がたくさんある
商業	<ul style="list-style-type: none"> ○ お城があって、おしゃれなカフェもあって素敵なお店 ○ 個人の良いお店がたくさんある
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋にほど近く、四季を感じられる自然が豊富 ○ 空気、水が美味しく歴史がある ○ 自然とまちのバランスが丁度良い

〈特徴的な意見「犬山こうなるといいな」と思うところ〉 ※

区 分	主 な 意 見
商 業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ショッピングモール、大型書店がほしい ○ 食べ歩きだけではなく、夜ごはんが食べられるところがあるといいです ○ いろいろなイベントがあるといい ○ もう少し大きな商業施設を
交 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電車の本数が増えるといい
P R	<ul style="list-style-type: none"> ○ もっとPRすべき（情報発信を） ○ もっと（魅力的な）個人のお店をアピールすべき
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが遊べる広い公園がほしい ○ 道が広くなるといいな ○ ライダーにも駐車場を
定 住	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若者が増えるといいな

(5) パブリックコメント

◆募集期間	平成28年12月27日（火）～平成29年1月20日（金）17時15分
◆実施方法	第5次犬山市総合計画改訂版（素案）を公開し、市民から意見を募集
◆公開方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに掲載 【下記施設で閲覧】 ・犬山市役所本庁舎4階企画広報課及び1階ロビー ・各出張所（城東・羽黒・楽田・池野） ・犬山市立図書館 ・南部公民館 ・犬山市体育館（エナジーサポートアリーナ） ・犬山市民健康館（さら・さくら） ・楽田ふれあいセンター（しろやま）
◆募集方法	Eメール、ファクス、郵送、もしくは企画広報課及び各出張所へ直接提出
◆留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名が記載されていないものは無効 ・電話や口頭による意見は受付不可
◆募集結果	<p>意見提出者数 13通 意見件数 30件</p> <p>いただいた意見と市の考え方は犬山市公式ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.city.inuyama.aichi.jp/ 「第5次犬山市総合計画改訂版（素案）に関するパブリックコメント実施結果」</p>

6 関連計画等一覧

○市の計画

平成29年3月末現在

計画名称	計画期間（策定年度）	課名
第2次みんなで進めるいぬやま健康プラン21	平成26～35年度	健康推進課
犬山市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度～	健康推進課
特定健康診査等実施計画	平成25～29年度	保険年金課
犬山市歩行者ネットワーク構想(犬山さくらねっと・うおーく)	平成19年度～	環境課
第2次犬山市建築物耐震改修促進計画	平成28～32年度	都市計画課
犬山市農業振興地域整備計画	平成24年度策定（見直し）～	産業課
第7次犬山市高齢者福祉計画・第6次犬山市介護保険事業計画	平成27～29年度	長寿社会課
犬山市子ども読書活動推進計画	平成25～29年度	文化スポーツ課
第2次犬山市障害者基本計画	平成24～29年度	福祉課
第4期犬山市障害福祉計画	平成27～29年度	福祉課
郷瀬川圏域の河川整備計画	平成20年度～	整備課
犬山市ため池保全計画	平成21年度～	整備課
犬山市下水道地震対策基本計画	平成23～35年度	下水道課
犬山市地域防災計画	毎年度更新	地域安全課
犬山市環境基本計画	平成14年度～	環境課
第2次犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成26～30年度	環境課
犬山市都市計画マスタープラン	平成23～34年度	都市計画課
犬山市空家等対策計画	平成28～37年度	都市計画課
犬山市一般廃棄物処理基本計画	平成27～36年度	環境課
犬山市景観計画	平成20年度～	都市計画課
犬山市水道ビジョン	平成21～30年度	水道課
犬山市公共下水道事業基本計画	平成22～37年度	下水道課
全市博物館構想	平成13年度～	文化スポーツ課
犬山市歴史的風致維持向上計画	平成21～30年度	歴史まちづくり課
史跡東之宮古墳整備基本計画	平成23年度策定	歴史まちづくり課
いいね！いぬやま総合戦略	平成27年度～31年度	企画広報課
犬山市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～31年度	子ども未来課
犬山市公共施設等総合管理計画	平成27年度～41年度	経営改善課
犬山市公共施設マネジメント基本計画	平成27年度～41年度	経営改善課
犬山城天守修理基本計画	平成27年度策定	歴史まちづくり課
犬山市鳥獣被害防止計画	平成27年度～29年度	産業課
犬山市教育振興基本計画	平成27年度～30年度	学校教育課
犬山市教育大綱	平成29年度～34年度	企画広報課

○愛知県の計画

計画名称	計画期間（策定年度）	課名
愛知県がん対策推進計画（第2期）	平成25～29年度	健康推進課
第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画	平成20～29年度	環境課
尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（尾張都市計画区域マスタープラン）	平成23～32年度	都市計画課

7 用語解説

あ 行

掲載ページ

- ICT..... 58・188
information and communication technology の略で情報通信技術のこと。
- あいち協働ルールブック..... 68
NPOと行政が対等の立場で協働していくために協議、合意した事項を愛知県が取りまとめたもの。平成16年（2004年）に発行され、さらなる協議を重ねながら、継続的な改善、普及を目指していくとされている。
- アダプトプログラム..... 150
親が子どもを大切にするように“まち”の世話をする制度。アダプト (adopt) とは、「養子縁組をする」という意味。
- インセンティブ..... 45
やる気を起こさせる、目標を達成させるための刺激のこと。
- インバウンド誘致活動..... 97
外国人旅行者の訪日推進活動全般を指す。
- エコツーリズム..... 144
地域ぐるみで、自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
- SNS..... 58・62
social networking service の略で、インターネットを介した、人や企業、公共団体などを結ぶつながりの構築。

か 行

- 課税客体..... 65
課税の対象となる物、行為又は事実。
- 街区公園..... 146
もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とし、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として設置される公園。
- ガバメントクラウドファンディング..... 65
自治体が推進したい事業に対して、共感や賛同する人たちから資金（寄付）を募る事業手法。
- キャリア形成..... 99
労働者が自らの職業生活設計に即して必要な職業訓練などを受ける機会が確保され、必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成すること。
- 急傾斜地崩壊危険箇所..... 128
傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地。
- 緊急通報事業..... 106
緊急時に消防署へ通報が可能な機器を貸与する事業。
- クリーンタウン犬山推進事業..... 150
市民などが行う自主的な地域環境美化活動を認定し、活動の奨励と必要な支援を行う事業。

■グローバリゼーション	99
<p>経済、文化、政治、環境問題など人類の活動とその影響が、国家や地域の境界を越え、地球規模で一体化していく現象のこと。</p>	
■グループホーム	118
<p>障害者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障害者や精神障害者が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設をいう。</p> <p>施設において、主に夜間に相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。</p>	
■ケアマネジメント	107
<p>利用者や家族が必要とする各種サービスを組み合わせ、評価・調整・管理をすること。</p>	
■景観行政団体	163
<p>景観法により定義される景観行政を司る行政機構。景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。</p>	
■景観形成促進地区	163
<p>犬山市景観計画の城下町ゾーンにおいて土地所有者等の合意を受けて、計画的かつ重点的に景観を創造し、又は保全する必要があると市長が認める区域。</p>	
■景観地区	163
<p>都市計画法で定める地域地区のひとつであり、一定の区域内の建築物の姿、かたち、高さなどの制限を定めて、良好な景観の形成を図ろうとするもの。</p>	
■健康寿命	44・51
<p>平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のことで、平均寿命から衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いた寿命のこと。</p>	
■公害防止協定	152
<p>公害防止の手法として自治体又は、住民と企業との間で締結される協定。法令による規制基準を補完し、地域に応じた公害防止のための目標値を設定して、定期的な公表などを行っていくもの。</p>	
■後期高齢者医療制度	120
<p>高齢者の医療費を社会全体で支え、医療保険制度を持続可能なものとしていくことを目的に、平成20年度（2008年）から導入された医療保険制度。75歳以上の高齢者はすべてこの制度に加入しており、平成25年度に向けて見直しが進められていたが、存続となっている。</p>	
■公共施設マネジメント	59
<p>施設の日常管理・修繕・改修・更新（建替えなど）だけでなく、維持管理のあり方、行政サービス、財政的な視点から、施設全体の円滑かつ持続的な管理手法を実現する一連の行動。</p>	
■高齢者食事サービス	106
<p>食生活への援助や見守りが必要な方に、食事の提供と安否確認、配達時の声かけ等のふれあいによる孤立感の解消のため、昼食を配達するサービス。</p>	
■国民皆保険	120
<p>国民誰もが、何らかの医療保険に加入し、一定の自己負担で必要な医療を受けることができる制度。この制度の根幹を支えるものが国民健康保険制度である。</p>	
■コミュニティバス	116・170
<p>自治体や地域共同体が、地域住民の移動手段を確保するために運行するバス。</p>	

さ 行

■SATOYAMAイニシアティブ	145
<p>古来から受け継がれてきた農業と天然資源の持続的な管理により、地域の生態系の恩恵を引き出してきた日本の里山文化を国際的な生物多様性保全活動の中に取り込んでいこうという考え。また、この考え</p>	

が先のCOP10の場で提案され、日本の里山をモデルに人と自然の共生を目指す国際組織が設立された。

■人材育成型人事評価制度	54
職員個々の目標の進捗管理と能力分析を行うことで、職員のやる気（意欲）を高め、能力を最大限に活かしていく評価制度。	
■新公会計制度	64
従来から各地方自治体で作成・公表されてきた財務諸表について、より詳細な管理と分析を求め、資産・負債の状況をよりわかりやすく伝えるための財務書類の追加などを盛り込んだ会計制度。	
■昇龍道	97
中部北陸地域の形が、昇り龍のように見えることから名付けられた観光エリア。中華圏を中心とした外国人観光客の積極的な誘致を進めている。	
■処置範囲拡大	140
血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、心肺機能停止前の静脈路確保と輸液が新たに追加され、平成27年度（2015年度）から運用を開始した。救命効果の向上が期待される。	
■初動マニュアル	133
災害は発生直後に対応すれば、被害拡大を最小限にとどめることができるため、災害発生の可能性が高い場合や災害発生直後にとるべき行動をまとめたもの。	
■自己水	176
犬山市が自前で生産した上水。	
■水道ビジョン	175・177
水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、その実現のための具体的な施策や工程を包括的に示したもの。	
■生活習慣病	44・46・120
心臓病、高血圧症、糖尿病、がん、脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。	
■ソーシャルビジネス	89
少子高齢化や環境問題など様々な社会的課題を、ビジネスの手法で解決しようとする活動。	

た 行

■多文化共生	69・75・79
国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての人が互いの文化や考え方を理解し、共に暮らすこと。	
■第1次救急医療機関	51・52
軽いけが、かぜ、子どもの軽症の熱発患者など入院の必要がなく、休日・夜間の時間外に自力により受診可能な比較的軽症を診察（点滴、小処置、内服薬処方など）するとともに、手術や入院治療を要する重症救急患者を、高次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う救急医療機関。	
■第2次救急医療機関	51・52
事故や急病による傷病者に対して適切な医療行為が実施できる医療体制の整備された救急医療機関。尾張北部地域では、社会医療法人志聖会総合犬山中央病院、医療法人医仁会さくら総合病院（平成28年（2016年）12月現在）。	
■第3次救急医療機関	51・52
脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等における重篤な救急患者の救命を24時間行う救急医療機関。尾張北部医療圏域では、愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、小牧市民病院、春日井市民病院（平成28年（2016年）12月現在）。	

■地域コミュニティ	71
共通意識を持った住民の集まり。地域における何らかの行事や活動にかかわることで、それまでは知らない間柄だった人々の間に新たな協力関係が築かれ、共通の目標を通じた地域ネットワークが広がっていく。	
■地域密着型サービス	108
住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスで平成18年（2006年）4月に創設され、原則市民のみが利用でき、市が指定・指導監督の権限を持つ。	
■地区計画	93・149・161・174
都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法。	
■地区公園	146
主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とし、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置される公園。	
■地産地消	82・86
地域で作られた農産物・水産物をその地域で消費すること。	
■チーム・ティーチング	183
複数の教師が協力して行う授業方式の一つ。	
■DMAT（災害派遣医療チーム）	140
医師、看護師、調整員で構成され、大災害や事故現場などに迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。	
■特定健康診査	46・120
糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40歳から74歳までを対象として実施される健診のこと。	
■特別支援教育	182・183
障害のある子どもの自立などに向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うもの。	
■都市的低・未利用地	161・172
道路、鉄道、水面などの公共空間以外で、駐車場、農地などのように、宅地などの都市的土地利用のかたちで有効利用されていない土地。	
■土地地区画整理事業	162・172
公共施設が未整備な地域などにおいて、ある一定の区域を定めて、その区域内のそれぞれの土地から道路や公園などの公共施設用地や事業費に充当することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。	
■ドクターヘリコプター	140
医師、看護師がヘリコプターに搭乗して災害現場に向かい、現場での救急医療の開始、必要に応じて医療機関への搬送を行う。また、病院間の搬送も行う。	
■土石流危険渓流	128
土石流の発生の危険がある渓流。	

な 行

■乳児家庭全戸訪問事業	46
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う。	

- 認知症サポーター**……………107
認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守ってくれる人。
- 認定農業者**……………84
農業経営基盤強化促進法に基づく制度により、農業経営改善計画が市の基本構想などの基準に適合していると、市が認定した農業者。
- ニート**……………99
「仕事につかず、就学もしていないし、就労のための訓練も受けていない人」Not in Employment, Education or Trainingの略称。
- 農業近代化資金等利子補給補助**……………84
農業者などが生産性の向上や農業経営の合理化に必要な施設資金などを融資機関から借りた農業近代化資金及び農業一般資金にかかる利子の補給補助を行う制度。
- は** **行**
- パブリックコメント**……………68
行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
- %（パーミル）**……………119
1,000分の1を1とする単位（千分率）。
- ひとり暮らし高齢者安否確認事業**……………106
虚弱なひとり暮らし高齢者宅へ電話をかけ、安否確認する事業。
- ビジットジャパンキャンペーン**……………97
国（国土交通省）が主導する外国人旅行者の訪日推進キャンペーン。
- ファシリティマネジメント**……………59
土地、建物、建築物などすべてを経営にとって最適な状態（最小コスト、最大効果）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な管理手法。
- ファミリー・サポート・センター**……………109
保育園などの送迎や保護者の急用時の預かりなど、子育ての援助をして欲しい人（依頼会員）と援助をしてもよい人（援助会員）が会員となり、子育てに関し助けたり助けられたりできるよう、会員相互間をつなぐ仕組み。
- フリーター**……………99
日本で正社員以外の就労形態（アルバイトやパートタイマーなど）で生計を立てている人を指す言葉。和製の造語（「フリーランス・アルバイト」の略称）。
- フレックスタイム**……………78
各人の1日の労働時間は一定（たとえば拘束8時間）とするが、出・退勤時間は、各自の職務内容と身の都合を自己調整して自由裁量にゆだねる制度。
- 放課後児童クラブ**……………113
授業後や土曜日など、保護者が就労等の理由により不在となる家庭の児童（小学校に就学している児童）を対象に、児童館・児童センターの1室や学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る事業。
- ほ場整備**……………83・85
農地の基盤整備事業で、区画の規模・形状の変更、用排水、道路などの整備のほか、農地の利用集積や非農用地（道路や水路など）の創出による土地利用の秩序化などを行うこと。

ま 行

- **マルチング材**.....155
雑草の防除、地温の安定、病虫害の発生抑制などを目的に、植物の周囲や遊歩道などに敷設する土壌被覆材。
- **メタボリックシンドローム**.....120
内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。
- **メディカルコントロール体制**.....140
救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、医師以外の者が医療行為を実施する場合、当該医行為を医師が指示又は指導・助言及び検証して、それらの医行為の質を保障する体制。
- **モータリゼーション**..... 87
自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。

や 行

- **有収率**.....177
給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。
- **ユニバーサルデザイン**.....104
文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。
- **幼保共通のカリキュラム**.....111・182
幼稚園と保育園の一体化を推進するにあたり、子ども未来園、犬山幼稚園が「乳幼児期の教育」という観点から共通の教育・保育の指導目標、内容をまとめたもの。

ら 行

- **ライフサイクルコスト**..... 59
施設などの構想、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを施設などの生涯と定義して、その全期間に要する費用。
- **ライフステージ**..... 44・46
人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。
- **ライフライン**.....132
生活の維持に必要な、電気・ガス・水道・電話・道路などの総称。
- **緑地協定**.....149
都市緑地法に定められた制度で、住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするもの。
- **類似団体**..... 64
総務省が人口と産業構造（産業別就業人口の比率）をもとに市町村を分類したもの。
- **歴史的風致**.....163・197・201
歴史まちづくり法では「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境」とされており、地域にある城、神社などの歴史的な建物や町家などの町並みと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒などが一体となったもの。

- 6次産業化..... 84
第1次産業である農林水産業が、農産物等の生産にとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売など、第2次産業や第3次産業を取り込むこと。

わ ~

- ワンストップ..... 107
一度の手續（単独の窓口）で、必要となる関連手續をすべて完了すること。
- ワーキンググループ／プロジェクトチーム..... 54
特定の施策・テーマを「調査・研究」するために、部・課の枠を越えて特別に編成されたグループ／特定の施策を「遂行」するために部・課の枠を越えて特別に編成されたチーム。
- ワーク・ライフ・バランス..... 78・99
「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。平成19年（2007年）には、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において「仕事と生活の調和憲章」が策定され、現在、官民を挙げて様々な取組みが進められている。

『人が輝き 地域と生きる“わ”のまち犬山』

第5次犬山市総合計画 改訂版

平成29年3月

発行：犬山市

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

TEL：0568-61-1800〈代表〉

TEL：0568-44-0312〈直通〉

URL：<http://www.city.inuyama.aichi.jp>

E-mail：010100@city.inuyama.lg.jp

編集：犬山市 経営部 企画広報課